

平成29年第2回天塩町農業委員会総会議事録

招集年月日	平成29年5月31日(水)		
招集場所	天塩町役場 3階委員会室		
開閉日時 及び宣告	開 会	平成29年5月31日(水) 午前10時00分	
	議 長	会長 穴戸 栄一	
	閉 会	平成29年5月31日(水) 午前10時15分	
	議 長	会長 穴戸 栄一	
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員  出席 9名 欠席 2名  (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名	出欠別
	1	満 保 豊	○
	2	谷 村 敏 彦	○
	3	奥 山 稔	○
	4	佐 藤 博 幸	●
	5	山 本 俊 栄	●
	6	吉 田 謙 司	○
	7	湯 澤 敏 孝	○
	8	鎌 田 英 樹	○
	9	安 川 和 範	○
	10	黒 川 益 毅	○
	11	穴 戸 栄 一	○
議事録署名委員	議席番号	6番 吉田謙司 7番 湯澤敏孝	
職務のため議場に出席 した者の職氏名	事務局長	青野朋之	
	事務局次長	小塚和博	
	総務係長	井上剛	
	総務係主査	藤原諒	

平成29年度第2回天塩町農業委員会総会

議長

ただ今の出席委員は8名であります。

定数に達しておりますので、ただいまから平成29年度第2回天塩町農業委員会総会を開催します。

議長

これから本日の会議を開きます。

(吉田委員入室)

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、議長において、6番 吉田 謙司君、7番 湯澤 敏孝君を指名します。

次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は本日一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

全員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。

議長

それでは議事に入りたいと思います。

議長

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」については議案第3号の案件の農地が含まれることから、議案第3号の後に審議することとし、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

別記第2号様式 意見書の書式に基づいてご説明申し上げます。7ページをご覧ください。

貸主は 氏、借主については、 となっております。土地については、字更岸 番外1筆となっており、転用面積は、21,900.61㎡となっております。転用目的は砂採取で、工期は平成29年7月7日より平成30年7月6日となっております。一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。

農地の転用に関する許可基準から見た意見につきましては、3年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。

事務局

資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況ですが、河川管理者である天塩町と協議済みとなっており問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

9 ページから 36 ページには申請書及び、図面等を添付しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての質疑を行います。

全 員

ありません。

議 長

質問なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議 長

次に議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による計画書の決定について」を議題とします。

整理番号 3-1 から 3-2 の所有権移転の案件につきまして、事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による計画書の決定について」につきまして内容をご説明申し上げます。

所有権移転の案件につきまして総括表に基づき説明申し上げます。

38 ページをご覧ください。

整理番号 3-1 についてであります、 氏から  氏に所有権移転をするものです。

位置につきましては、39 ページ、40 ページをご覧ください。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

次に、整理番号 3-2 についてであります、 氏から  氏に所有権移転をするものです。

位置につきましては、39 ページ、41 ページをご覧ください。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局 事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 谷村委員 事務局 谷村委員 議長 全員 議長 議長 全員 議長 議長

ただいま、事務局より説明のありました所有権移転の質疑を行います。  
この農地は他の農地と隣接しているのか。  
隣接しています。  
分かりました。  
他にありませんか。  
ありません。  
質問なしと認めます。  
お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
異議なし。  
異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議長 次に、整理番号 4-1 の利用権設定の案件について、事務局より内容の説明を求めます。

事務局 利用権設定の案件につきまして総括表に基づき説明申し上げます。  
42 ページをご覧ください。  
整理番号 4-1 についてであります、 氏から 氏に賃貸借件の設定をするものです。  
位置につきましては、43 ページ、44 ページをご覧ください。  
条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 議長 全員 議長 議長 全員 議長 議長

ただいま、事務局より説明のありました整理番号 4-1 の利用権設定の質疑を行います。  
ありません。  
質問なしと認めます。  
お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
異議なし。  
異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定されました。

議長 次に、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請」を議題とします。  
事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

事務局 総括表に基づき説明申し上げます。2 ページをご覧ください。  
整理番号 1 番につきましては、 氏から 氏に使用貸借権の設定をするものです。これは、先ほど基盤強化法で 氏から 氏に所有権を移転した土地の一部を 氏が使用貸借するものです。  
位置につきましては、3 ページから 4 ページをご覧ください。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご許可賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 ただいま、事務局より説明のありました農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についての質疑を行います。

奥山委員 基盤法 18 条でやって、使用貸借をする意味は？  
事務局 昔、おじいさんの時代に土地を交換したとかしてないという話があって、権利があやふやになってました。ここの土地については、 さんから さんに所有権を移転した上で、明渠から さん側の土地については、 さんが使用貸借で借りて、右側は さんが耕作するという事で整理しました。

鎌田委員 ここの土地は、2 軒ともあまり把握していなくて、 さんが入植したときも さんから聞いてなくてわからなかった。

吉田委員 入植したときに、お金が発生してると思うんだけど、曖昧なところで支払いが発生してるの。

事務局 もともこの土地は さんの土地です。  
奥山委員 お互いの話し合いのなかで決まったんでしょ。  
事務局 権利関係をしっかりと話し合いがあつて出てきた案件です。

議長 他にありませんか。  
全員 ありません。  
議長 質問なしと認めます。  
議長 お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。  
全員 異議なし。  
議長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり許可されました。

議長 以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。  
お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
全員 異議なし。

議 長

異議なしと認めます。  
以上をもちまして平成29年度第2回天塩町農業委員会総会を閉会といたします。

平成29年 5月31日

署名委員

( 6 番) 吉田 謙司 ㊟

( 7 番) 湯澤 敏孝 ㊟